

静岡県告示第66号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------------------|--------------|--|--|
| 別表第1 (略) | | 別表第1 (略) | |
| 職員の区分 | 報酬の基本額 (時間額) | 職員の区分 | 報酬の基本額 (時間額) |
| (略) | | (略) | |
| 地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員 | (略) | 地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員 | (略) |
| | | <u>くらし交通安全課において、犯罪被害者等支援コーディネーターの業務に従事する職員</u> | <u>行政職給料表2級41号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額</u> <u>(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)</u> |
| 私学振興課において、私立学校教育相談員の業務に従事する職員 | (略) | 私学振興課において、私立学校教育相談員の業務に従事する職員 | (略) |
| (略) | | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。